



## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

るとして、被告各商品の販売又は販売のための展示の差止め及び廃棄を認める判決を言い渡しました（以下「本件」といいます。）。

本件においては、被告による不正競争防止法2条1項1号の不正競争の成否を判断するうえで、原告商品の形態が原告の周知な商品等表示であるかが一つの争点とされましたが、裁判所は、原告商品の形態のうち、ソールエッジ、ヒールループ、ソールパターン、アウトソール踵部分の傾斜、靴の前部、ピューリタンステッチ、8ホールについては、特別顕著性又は周知性が認められないとして、商品等表示該当性を否定し、原告商品の黄色のウェルトステッチについては、原告の商品等表示として周知となっていたと認められると判断しました。そのうえで、裁判所は、原告商品の黄色のウェルトステッチと被告商品のそれに対応する形態とは、ほぼ同一と評価できる程度に類似しているものであり、被告による被告商品の販売等は、原告の商品と混同を生じさせる行為に当たると判断しました。

本件と同種の事件として、クリスチャン・ルブタンが、類似品を販売する日本の会社に対して、同商品の製造、販売又は販売のための展示の差止め及び廃棄等を求めた裁判があります（以下「ルブタン事件」といいます。）。第一審は、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示の該当性を否定し、同項2号の「他人の著名な商品等表示」にも当たらないとして原告らの請求を棄却し（東京地判令和4年3月11日判タ1505号231頁。以下「第一審判決」といいます。）、控訴審は、被告商品の鞋底に付された赤色が原告表示に類似するとしても、原告表示を付した原告商品であると誤認混同するおそれがあるとはいえないとして、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示の該当性を判断するまでもなく、被告商品の販売等が同号の「不正競争」には当たらないと判断し、また、同項2号の「他人の著名な商品等表示」にも当たらないとして控訴人らの請求を棄却しています（知財高判令和4年12月26日（令和4年（ネ）第10051号）。以下「控訴審判決」といいます。）。

本件とルブタン事件とで結論を異にしたのには様々な理由が考えられるところですが、まず、ルブタン事件においては、控訴審判決も判示するとおり、原告商品と被告商品とでは、価格帯が大きく異なるものであって市場種別が異なっていたため、誤認混同のおそれが生じにくかったのに対して、本件においては、原告商品と被告商品とは購買層や販売形態を共通にしており、誤認混同のおそれが生じやすかった点がポイントであったと考えられます。また、ルブタン事件の第一審判決が、「そもそも原告表示は、広範かつ多数の商品形態を含み得るものであって、上記の形態の相違にかかわらず、手頃な価格帯の赤色ゴム底のハイヒールについてまで原告らの商品等表示に該当するとすれば、かえって公正な競争を阻害し、社会経済の健全な発展を損なうおそれがある」と判断している点も注目に値します。すなわち、ルブタン事件においては、原告表示は、女性用ハイヒールの鞋底部分に原告の主張する赤色が付されていると特定されたにとどまったため、このような広範かつ多数の商品形態を含み得る表示を保護することで、却って公正な競争を阻害することになると判断されています。その一方で、本件においては、原告商品の黄色のウェルトステッチについて、糸を敢

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

えてウェルトの表面に露出させていることや、明るい黄色の糸を採用して、コントラストにより黄色のウェルトステッチがはっきりと視認できるようにしたこと等、原告表示を具体的に特定しており、この点も結論に大きな影響を与えたのではないかと考えられるところです。もっとも、訴訟において、表示を具体的に特定すればするほど、当該表示のみを避けた類似品の販売等が横行するリスクを生じさせることにもなり兼ねないため、どこまで表示を具体的に特定して主張するかは、個別の事案に応じて慎重に検討する必要があると考えられます。

(兼松 勇樹)

## 2. 生成 AI に関する動向ー日本ディープラーニング協会による「生成 AI の利用ガイドライン」の公開

2022 年末頃から Chat GPT や Midjourney・Stable Diffusion といった画像生成系 AI 等の生成系人工知能（Generative AI、以下「生成 AI」といいます。）が複数発表され、各国政府機関が調査を開始したり、大学等の教育機関が教育現場での利用方針や今後の活用方法について見解を発表するなど、大きな話題となっています。

例えば、米国では、1月にニューヨーク市が公立学校における Chat GPT の利用禁止を表明しましたが、5月には禁止を撤回しました。また、米国スタンフォード大学の学生 17%が最終試験や課題に Chat GPT を利用したと回答するアンケート結果<sup>1</sup>もあります。EU では、4月3日、イギリスにおいて、生成 AI の開発者等が留意すべきポイントが発表され、4月13日には、欧州データ保護会議が Chat GPT 対策のタスクフォースを設置しているほか、フランス、スペイン、ドイツでは Chat GPT に対する調査が実施されています。なお、3月30日に、GDPR 等に違反する可能性があるとして Chat GPT の国内利用一時停止を命令したイタリアでは、開発者である Open AI 社との会議等を実施の上、4月28日に Open AI 社の改善措置を受け、一時停止命令を解除の上、調査を継続しています。日本においても、文化庁は、5月15日に、政府 AI 戦略チームの会合で、AI の開発・学習段階で用いられたデータから生成された画像の販売等は著作権侵害に該当する場合があると改めて説明したとされ、文科相は、夏前を目途に教育現場における生成 AI の利用に関するガイドラインを作成することを表明しています。4月末には G7 デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言において、生成 AI に関し、国際標準化機関による国際標準開発についても言及されました。

このような情勢の中、ディープラーニングを事業の核とする企業及び有識者が中心となる一般社団法人日本ディープラーニング協会<sup>2</sup>が、5月1日、「生成 AI の利用ガイドライン」を公開しました。今後、各種事業者において、生成 AI に対する各国行政機関等の対応方針も認識しつつ、著作権法や個人情報保護法、肖像権やパブリシティ権等の法規制への対応もにらみながら、現実的ニーズにも照らした生成 AI 利用に係る最適解を見つけていくことが必要とされる中で、ガイドラインの制定が不可欠とさ

<sup>1</sup> [Scores of Stanford students used ChatGPT on final exams \(stanforddaily.com\)](https://stanforddaily.com) 参照。

<sup>2</sup> 2017年6月1日に設立、政府 AI 戦略会議座長松尾豊氏が理事長を務める。

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

れることも想定されます。

同ガイドラインでは、生成 AI 利用時のデータ入力に際して注意すべき事項と生成物を利用するに際して注意すべき事項を区別して規定する構成が提唱されており、

- ① 著作権法 30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の非享受利用、情報解析）に照らして問題となり得る行為に関する規定
- ② 法規制とは別に、自社が秘密保持義務を課された秘密情報の取扱いに関する規定（秘密情報の入力行為は秘密保持契約違反の可能性があること）
- ③ 著作権侵害の可能性に対応するための規定（特定の作者の作品のみを学習させる行為の禁止、生成物と既存著作物の類似の程度の調査等）
- ④ 利用する生成 AI サービス自体（Chat GPT 等）が定める利用規約等の規定に留意した規定

の制定を検討することが推奨されています。

今後、事業者が生成 AI の導入を検討する際には、生成 AI の利活用及びそれに対する法規制に関し、国内・国外を問わず活発に行われる係る議論を踏まえた対応ができるよう、このような国内各種機関の発表等も上手に活用しつつ、自社の利用目的に照らして必要なカスタマイズを行いながら、適切な利用規約の制定を行うことが望まれます。

(堀 有光子)

### 3. フリーランス新法が成立、不当な取引を是正

2023 年 4 月 28 日、参院本会議で特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案が可決され、いわゆるフリーランス新法が成立しました。

従来、不公正な下請取引を禁じ、下請事業者の利益保護を図る法律として、下請法が存在しますが、資本金 1,000 万円以下の小規模な発注事業者は取締りの対象外となっており、フリーランス保護が十分に図られていない状況にありました。また、フリーランスは原則として「雇用」に該当せずに労働関係法令の適用がなく、働く環境が不当に害されるおそれもありました。

そのような背景を踏まえ、フリーランス新法では、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、企業等から発注を受ける個人又は一人会社のフリーランスを「特定受託事業者」と定義し、下請法と同様の取引の適正化に関する規制や労働者保護類似の就業環境の整備に関する規定を定めることとしています。フリーランス新法は、遅くとも 2024 年 11 月頃までに施行される見込み（法附則 1 項）です。

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

フリーランス新法における、主な規定は下記のとおりです。

**(1) 取引の適正化に関する規定**

- ① フリーランスに業務委託した場合に、給付の内容や報酬の額等の契約内容を書面や電磁的方法で明示しなければならない（法 3 条）<sup>3</sup>
- ② フリーランスに業務委託した場合、フリーランスから給付を受領した日から 60 日以内の報酬支払期日を設定して支払わなければならない（法 4 条 1 項・2 項）<sup>4</sup>
- ③ フリーランスに対して継続的業務委託をする場合、フリーランスに帰責事由の無い給付受領拒絶・報酬減額・返品や買ったとき等をするを禁止する（法 5 条）

**(2) 就業環境の整備に関する規定**

- ① 広告等でフリーランスに対して募集情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない（法 12 条）<sup>5</sup>
- ② フリーランスから申出があった場合、妊娠・出産・育児介護と両立して業務に従事できるよう、必要な配慮をしなければならない（法 13 条）
- ③ フリーランスに対するハラスメント行為に係る相談対応等に必要な体制整備等の措置を講じなければならない（法 14 条）
- ④ フリーランスとの継続的業務委託を解除したり不更新したりする場合、原則として中途解除日等の 30 日前までにフリーランスに対し予告をしなければならない（法 16 条 1 項）

そして、委託事業者がこれらの規定に違反した場合、公正取引委員会、中小企業庁長官または構成労働大臣は委託事業者に対して助言、指導、報告徴収・立ち入り検査、勧告、公表、命令をすることができるものとされており、命令違反及び検査拒否等に対しては、50 万円以下の罰金が科されます。

2020 年の内閣官房による統一調査<sup>6</sup>によれば、フリーランスの試算人数は 462 万人に上るとされています。その中には、文化芸術活動に従事するフリーランスも多く含まれるところ、委託業者との間でトラブルに巻き込まれても、下請法や労働関係法令の適用がないゆえに、フリーランスとしての権利の主張が困難な事例がありました。フリーランス新法は、そのような法の抜け穴を一定程度補填する内容になっており、フリーランス保護に資する立法であると考えます。他方、フリーランス側からの契約解消が制限されていることや、フリーランスが受けることができる社会保障が限定されていることなど、フリーランスが自己の職業の自由を享受しつつ、安定的に就業で

<sup>3</sup> 当該規定は、委託側が従業員を使用していない事業者、つまりフリーランスでも適用される点に注意が必要です。

<sup>4</sup> なお、フリーランスに再委託をする場合において、再委託であることや元委託の一定の情報を明示したときは、元委託支払期日から起算して 30 日以内にフリーランスに対して報酬を支払わなければならない（法 4 条 3 項・4 項）。

<sup>5</sup> 就業環境の整備に関する①～③の規定について、委託事業者が適切に対処するために必要な指針が後日公表されることとなっています（法 15 条）。

<sup>6</sup> [首相官邸ホームページ「フリーランス実態調査結果」](#) 参照。



## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

きる環境の整備にはなお課題も残ります。今後も、立法府において、実際にフリーランスとして働く方との対話を続けながら、更にフリーランス保護を拡充を図っていくことが望まれます。

(瀧山 侑莉花)

## ◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

“文化芸術の中にある法を訪ねて (6)”  
「ナポレオン法典について」

「我輩の辞書に不可能という文字はない」。歴史上の人物の中でもとりわけ名高い人物の一人であるナポレオン・ボナパルトの言葉です。軍人として、また政治家として、フランス革命後の混乱した欧州を縦横無尽に駆け巡り、ついにはフランス第一帝政の皇帝として君臨し、まさに八面六臂の活躍をしたナポレオンは、確かに英雄、偉人と呼ばれるにふさわしい人物であったといえるでしょう。しかし、実際にどのような業績を残したのか、その幅広い活躍の全体像を直ちに的確に説明することは容易ではありませんし、その評価についても難しいものがあるように思われます。ちなみに定かな話ではありませんが、ベートーベンも、ナポレオンの登場を大いに歓迎し、人民の英雄として期待し、作曲中であった交響曲第3番には「ボナパルト」という題名を予定するほどでしたが、皇帝に即位したとの報に接して失望し、曲名を「英雄」に変更したというエピソードが残っています。

ナポレオンは、1769年、地中海に浮かぶコルシカ島で生まれました。父は、地元の貴族で、判事の職にあったと伝えられています。15歳でパリの陸軍士官学校に進学し、軍人としての道を歩み始めましたが、20歳のときにフランス革命が勃発し、激動の人生がスタートします。革命の混乱の中で頭角を現したナポレオンは、軍事独裁政権を樹立し、その後、革命のうねりが自国に波及することを恐れ、フランスに干渉しようとする欧州各国との間でいわゆるナポレオン戦争を戦い抜き、一時はヨーロッパ大陸の大半を勢力下に置くほどになり、大いに権勢を振りました。しかしその後、対仏大同盟を結んだ欧州各国との戦争に敗れて失脚するに至り、地中海にあるエルバ島に流刑されます。そして一時的な復権はあったものの、結局ワーテルローの戦いで敗北し、1815年に南大西洋に浮かぶ孤島セントヘレナに流され、6年後の1821年、流刑先で51年の生涯を終えました。その人生はまさに波乱万丈と総括することができます。

ナポレオンは、卓越した戦術論、戦略論を駆使して幾多の戦いに勝利し、その輝かしい戦歴により名声を勝ち取りましたが、軍事面に限らず歴史に名を留めるに値する大きな足跡を残しています。その一つとして挙げられるのがエジプト遠征です。1799年から1802年にかけて行われたこの遠征には、ナポレオンの指示により当時の各分野における第一級の研究者で構成する学術調査団が随行しました。それが現

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

在はロンドンの大英博物館に展示されている世界で最も有名な石の一つ、ロゼッタストーンが発見につながりました。ナイル川河口の港湾都市ロゼッタで偶然に発見された黒く巨大な花崗岩には、古代エジプトの神聖文字（ヒエログリフ）と民衆文字（デモティック）、ギリシャ文字の3種類の文字で同じ内容の記述がされており、これらを比較対照することにより古代文字の解釈が一挙に進みました。この遠征の際の「兵士諸君、ピラミッドの頂きから4000年の歴史が諸君を見下ろしている」というナポレオンの檄もあまりにも有名です。この石が大英博物館に収蔵されているのは、1802年にフランスがエジプトから撤退しイギリスに接收された際に、所有権もフランスからイギリスに移転したことによりますが、現在ではエジプトがイギリスに対して、その返還を強く求めているようです。

ところで、ナポレオンの大きな功績の一つとして、自由、平等、博愛というフランス革命の理念を成文化化したフランス民法典などの一連のナポレオン法典の整備が挙げられます。ローマ法とフランスの慣習法などを統合整理した法典で、「法の下での平等」「所有権の絶対」「契約の自由」「信仰の自由」「過失責任の原則」など現代の民主主義国家に共通する価値観を基本理念として確立させ、その後の各国の立法にも多大の影響を与えました。ナポレオンは「余の真の栄光は40回にわたる戦いに勝利したことではなく、永久に生き続ける余の民法典である」と語っています。このナポレオン法典の特徴の一つが、日常生活上の具体的な問題について、法律の専門用語ではなく、日常用語を用いて平易で親しみやすい表現を心がけており、その文章には一般人が読んでも理解しやすいように十分な注意を払っていることが挙げられます。立法に携わった人たちは、条文を読むだけで法律の意味内容が理解できるようにすることを一つの目標としていたようですし、それはナポレオン自身が「余の法典についての注釈書は不要である」と述べていることから裏付けられます。実際にもナポレオンの民法典の条文は、フランス語の文章として極めて洗練された優れものという評価を得ています。小説「赤と黒」で有名なフランスの文豪スタンダールは、ナポレオンと同時代を生きた人ですが、ナポレオン法典を日頃からこよなく愛読、愛誦していたことでも知られています。日々の創作に当たっても、いくつかの条文に目を通して、調子を整えた上で執筆作業に入るようにしていたというエピソードが伝えられているほどで、ナポレオン法典により自らの文章を磨いていたようです。

残念ながら日本の法律はそれほど分かり易いものにはなっていないのが通例で、初学者はその難解さに悩まされることも少なくありません。それでもナポレオン法典ほどではありませんが、日本にも覚えやすい条文はあります。例えば、日本国憲法には「学問の自由はこれを保障する」という規定があります。とてもリズムカルで心地良い響きを感じられないでしょうか。これは俳句と同様の五七五の韻律を踏んでいることにその要因があるものと思われます。法律の条文もこのような平易な表現とリズム感があるだけで、親しみやすさが全く違ったものになりそうです。

(奥田 隆文)

## CULTURE & ARTS BULLETIN

### 【編集後記】

- ◇ 昨今議論を呼んでいるジェネレーティブ AI について、各国でハード面ソフト面双方からのルール整備が急速に進められています。政府や企業等の思惑も透けて見える中でどのような着地を見るのか、いったん着地を見たとしてもジェネレーティブ AI の技術が発展を続ける中でルールはどう柔軟に変容していくのか、グローバルな動向を注視する必要があります。著作権法 47 条の 7 の存在から「機械学習パラダイス」として認知されてきた日本においてもルール作りが進んでおり、今後もニュースレターで最新情報をお伝えしていく予定です。
- ◇ 法律の立案作業が文化芸術の創作活動そのものと結びつけられることはさほどありませんが、よく考えると両者とも人にメッセージを伝える営みであるという意味では通底します。わが国の法律も、分かり易さと洗練性を兼ね備えれば、ナポレオン法典のように文筆家の創作活動に影響を与えることもあるのかもしれません。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当： [小田 大輔](#)、[瀧山 侑莉花](#))